

平成 25 年 11 月 13 日

第 22 回 法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会提出資料

公益社団法人被害者支援都民センター

理事 大久保恵美子

○ 被疑者国選弁護人制度の拡充について

被疑者・被告人に弁護士が付いたとたん否認に転じたり、弁護士が被害者宅に来て被害者に不安や恐怖を与える現状等を考えると、弁護人制度の拡充は受け入れることはできない。また、著しい公費負担の拡大は被害者感情としても国民感情としても容認できない。国選弁護人費用の被疑者・被告人からの償還状況等も調査し公表すべきと考える。

○ 証拠開示制度について

開示された証拠が被告側に利用され、証拠隠滅や偽証につながり事案の解明に支障が出たり手続きが遅れることになる制度は、被害者に二次的被害を与えることになることを理解していただきたい。

○ 犯罪被害者等及び証人を支援・保護するための方策の拡充について

第 1 ビデオリンク方式による証人尋問の拡充

衝撃を受けている被害者等にとり、犯人と同じ裁判所に出向くこと自体が苦痛で精神的回復を阻害する。刑事司法が被害者に二次的被害を与えないために、また、公判審理への協力を得られやすくするために、別の場所でも証人尋問が実施可能な制度が必要である。

対象者としては、性犯罪等に限らず心身に大きなダメージを負うDV、ストーカー、児童虐待、殺人、傷害等の犯罪の被害者や、同様のダメージを負う証人（年少の目撃者等）、加害行為や畏怖・困惑させる行為を受けるおそれが認められる証人や遠隔地に居住する証人も広く認められるべきである。

第 2 被害者等の捜査段階での供述の録音・録画媒体の公判での活用

被害者が繰り返し供述しなければならない制度は大きな負担となっている。被害者等が公開の法廷で証言しなくても済む選択肢があること自体が、心身への負担軽減につながり、制度として設ける意義は大きい。制度の対象者及び要件は広くしていただきたい。

被害者や証人は証拠品ではなく、生身の人間であることを忘れないでほしい。

第3 証人に関する情報の保護

1 証人の氏名及び住居の開示に係る代替措置

2 公開の法廷における証人の氏名等の秘匿

捜査や公判に協力しなければと考えるも、証拠書類等にかかれた氏名や住居が犯人に知られ、逆恨みされて報復されたり嫌がらせを受けるのではないか、との不安や恐怖心から、現に証言拒否をする例もある。国民が安心して公判審理等に協力できる制度は、犯罪者を適切に処罰でき社会の安全を構築するためにも役立つ。そのため、証人の氏名や住居等が開示されない制度及び公開の法廷においても証人の氏名や住居等が秘匿される制度を導入すべきである。

○ 被告人の虚偽供述に対する制裁

部会当初より繰り返し発言しているように、被害者が証人になる場合は宣誓した上で証言をし、偽証すれば罰せられる。一方、被告人は虚偽供述をしても罰せられないため、被害者に責任転嫁する被告人の供述に被害者は更に深く傷つく。そのため、被告人の虚偽供述に制裁を科す制度は必要である。

しかし、分科会から出された制度案のように被告人質問を廃止して証人としてしか尋問できないこととなると、被告人が申請しない限り証人として法廷に出ないことになり、検事や被害者参加人の尋問を恐れて証人申請しない場合が出てくるのではないか。その結果、被害者参加人が被告人に質問する機会が閉ざされてしまうことにならないかと懸念する。被害者参加制度は被害者が被害回復する為の重要な権利であり、被害者自身が全国で署名活動をして血のにじむような努力の上でようやく獲得した権利でもある。そのわずかな権利が狭められることは決して容認できない。このような被害者の権利にも十分に配慮した制度を考えていただきたい。

また、検討課題に「被告人の黙秘が増加」とあるが、もしそのようなことになれば、被害者が強く望む事案の真相解明が果たされなくなる。虚偽供述には制裁が加えられ、黙秘が増加しない制度を英知を結集して構築して欲しい。